法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第十項第二号中「（納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第十一項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十二条の五第一項第二十二号中「都道府県知事」の下に「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）」を加える。

第二十二条の七第三項第一号中「京都市」の下に「、堺市」を加え、「、堺市」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が次の各号に掲げる資産に該当する場合には、法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十五項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　表の第二号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等（施行令第三十九条の七第十項第一号に掲げる場合に該当する場合における当該土地等に限る。）　第三項第三号の規定に該当する旨を証する同項の書類及び前項第一号ロに定める書類並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会から交付を受けた書類で当該農業委員会が同条第十項第一号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載があるもの

二　表の第九号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この号において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（表の第九号の下欄の車両及び運搬具を除く。）に限り、次に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（同欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第十一号に定める書類）

イ　当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類

(1)　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十五条の七第十四項に規定する集中地域をいう。以下この号において同じ。）内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。ハにおいて同じ。）内である場合に限る。）　イ(1)に掲げる書類

ハ　当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（イに掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。）　イ(2)に掲げる書類

第二十二条の七第六項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改め、同条第八項第二号中「第四号及び第六号」を「第四号及び第七号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第九項第二号中「第四号及び第六号」を「以下この項」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十二条の八第二項第二号中「（納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第十一項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十二条の九第二項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改め、同条第六項第二号中「第五号」を「以下この号及び第五号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第七項第二号中「第四号及び第六号」を「以下この項」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第八項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十二条の九の二第三項第二号及び第二十二条の九の三第二項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

第二十二条の十一第二項第五号中「（株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第四項第二号及び次条第一項第五号において同じ。）」を加え、同条第四項中「施行令第三十九条の十七の二第二十三項」を「法第六十六条の六第九項」に、「同条第二十二項」を「同条第七項」に、「法第六十六条の六第一項に」を「同条第一項に」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第六十六条の六第九項の規定により読み替えられた同条第七項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第三十九条の十七第一項の契約に係る書類の写しとする。

第二十二条の十一の三を削る。

第二十二条の十七第一項第二号中「第四号及び第六号」を「以下この項」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同項第五号中「法第六十七条の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項第二号中「同項」を「法第六十七条の四第一項」に改め、同条第三項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改め、同条第四項第二号中「第五号」を「以下この号及び第五号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第二十二条の十八の四第五項中「第三十九条の三十二の二第十四項」を「第三十九条の三十二の二第十五項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十二の二第十四項」を「第三十九条の三十二の二第十五項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の二第十一項」を「第三十九条の三十二の二第十二項」に改める。

第二十二条の十九第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「計算書（第九項」を「計算書（以下この条」に、「基づき」を「おいて」に、「繰入額」を「積立額」に、「及び第九項」を「及び第五項」に、「金額（第九項」を「金額（第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度に係る金銭分配計算書において計算規則第七十八条第三項の規定により計算規則第七十六条第三項の一時差異等調整積立金の積立額に細分された金額　当該細分された金額

第二十二条の十九第三項中「前項第五号」を「前項第二号」に、「買換特例圧縮積立金繰入額」を「買換特例圧縮積立金積立額」に改め、同条第四項中「第九項」を「第六項」に、「第二項」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号。以下この項において「平成二十七年改正省令」という。）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第二項」に、「この条」を「この項」に改め、「の各事業年度」の下に「（平成二十七年改正省令附則第二十二条第二項の規定の適用を受ける事業年度後の事業年度を除く。）」を加え、「は、同項」を「は、第二項」に改め、同条第五項から第八項までを削り、同条第九項中「同項第五号」を「同項第二号」に、「基づき同号」を「おいて同号」に、「第四項」を「前項」に改め、「掲げる金額」の下に「のうち当該不動産に係る金額」を加え、同項第一号中「係る計算規則」を「係る計算規則